

発議第 5号

「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の  
提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政  
庁に提出するものとする。

平成26年12月18日 提出

提出者	江差町議会議員	小野寺	真
〃	〃	小林	栄治
〃	〃	折戸	幸博

賛成者	江差町議会議員	小笠原	淳夫
〃	〃	薄木	晴午
〃	〃	若山	明廣
〃	〃	萩原	徹
〃	〃	室井	正行
〃	〃	飯田	隆一
〃	〃	大門	和子

【提出先】北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海  
道議会議長

## 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書

北海道教育委員会(以下、道教委)は平成18年8月「新たな高校教育に関する指針」(以下、「指針」)を公表し、平成20年から順次指針内容を実施しています。この「指針」第6章「教育水準の維持向上を図る高校配置」のなかで「高校配置の考え方」として「1学年4～8学級を望ましい学校規模とし、再編整備などを進めます」と明記し、学級定員を40人に固定したうえで「特例2間口校」制度の廃止も示しました。小規模校の取扱いでは、近隣高校との再編をすすめ、その判断を1学年2学級以下校においては、通学区域における中学校卒業生数の状況、欠員状況、地元からの進学率などを根拠とするとしています。

しかしながら、こうして「高校配置計画」を推し進めた結果を道教委は検証するわけでもなく、保護者や地域住民の声を聞くために開催している「地域別検討協議会」では意見を聞き置くのみの状況に、参加者から「意見がまったく生かされていない」との批判が募っています。それは、各自治体が地域の高校で学ぶ環境を充実させようと、本来道教委が行うべき就学のための諸策を行っているにもかかわらず、いわば「機械的」に地域の高校を統廃合していることの証左です。この10年間で道立高校は35校が統廃合されました。現在、1学年3学級以下の小規模校は全207校のうち、その4割にあたる86校にのびります。このまま「指針」にもとづいて「高校配置計画」がすすめば、地域の子どもの学習権を脅かしかねません。

「指針」が「望ましい学校規模」維持の利点として、「多様な個性をもつ生徒と出会うことにより、お互いに切磋琢磨する機会が得られる」「生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる」「より多くの教職員の指導により、多様な見方や考え方が学べる」「生徒会活動や部活動が活性化し充実する」ことをあげていますが、こうしたことは小規模校でも工夫次第で実現可能であり、逆に地域の高校がなくなることで通学時間が長くなり課外活動などが十分にできない事態も起こっています。小規模校の利点は、生徒一人ひとりに目が行き届き、地域に根ざした学校教育を受けることができる点です。現に卒業生は充実した生活を送り、母校への誇りを持って社会へ巣立っています。また、都市部では「多様化再編」を名目に各々の高校の文化や歴史を顧みず、大規模な統廃合も住民の声を十分に聞かないまますすめられています。

一方で道教委は高校統廃合をつづけながら、スーパーグローバルハイスクール事業やアドバンスモデル校の生徒を対象にした学習合宿の実施など、教育予算を「学力向上」の名の下に特定の高校に集中しています。こうした手法は、教育委員会が本旨とすべき「教育の機会均等」の理念を自ら放棄するものと批判されても仕方ありません。

いま求められるのは、「指針」を見直し、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、すべての子どもの学ぶ権利の保障です。

よって、道及び道教委に対し次の事項を実現するよう強く要請します。

### 記

1. 道・道教委は「新たな高校教育に関する指針」を見直し、子どもの学ぶ権利を保障すること
2. 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、「機械的」高校統廃合を行わないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫